

第19回にしはりま循環型社会拠点施設環境保全委員会会議録

日時：令和5年11月1日(水) 午後2時～

場所：にしはりまクリーンセンター管理棟1階会議室

○開会

○事務局 定刻の前ではございますが、出席される方が全員揃われましたので、ただ今から令和5年度第19回にしはりま循環型社会拠点施設環境保全委員会を始めさせていただきますと思います。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、本日の環境保全委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。日頃は、にしはりま環境事務組合の施設管理、運営につきまして、御理解を賜っておりますこと、厚く感謝、お礼申し上げます。にしはりまクリーンセンターは皆様方の御理解、御協力によりまして平成25年4月より供用開始して今年で11年目に入っております。本日の協議内容につきましては、例年のとおり施設の運営状況、令和4年度生活環境影響調査の結果報告及び令和6年度の計画について報告、協議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。最初に資料の確認をお願いいたします。本日の資料、次第、環境保全委員名簿及び出席者、資料1の施設運営状況、資料2の生活環境影響調査結果報告書、資料3の事後監視調査計画となっております。それから11月に発行しました今年度の組合広報誌、これは時間があるときに見ていただけたらと思っております。以上揃っていますでしょうか。

それでは、会議を進めさせていただきたいと思っております。環境保全委員会委員名簿のとおり、昨年度の4月から2年任期で環境保全委員に学識経験者、地域、圏域の代表者の方、また行政関係の皆様方を選任し、委嘱させていただいております。任期途中となりますが、今年の4月から新たに委員になっていただいた方が、2号委員の入江様、3号委員の宍粟市の春名様、上郡町の宮下様、4号委員の西播磨県民局環境参事津田様、企業庁まちづくり事務所長小林様の以上5名が今年度より新しく選任されております。本日欠席の委員ですが、2号委員の宇多様、3号委員の伊藤様から欠席の連絡を受けております。本日出席の方々の紹介でございますが、時間の都合もありますので、環境保全委員の方のみ事務局から名簿順に紹介をさせていただきます。1号委員学識経験者、大阪公立大学野邑教授でございます。同じく兵庫県立大学増原准教授でございます。周辺地域住民代表の2号委員入江様です。同じく藤東様です。同じく山本様です。同じく上谷様です。同じく谷口様です。組合圏域住民代表の3号委員宍粟市春名様です。上郡町宮下様です。佐用町新田様です。関係行政の4号委員、兵庫県西播磨県民局県民交流室環境参事津田様です。兵庫県企業庁播磨科学公園都市まちづくり事務所長小林様です。以上でございます。名簿に各構成市町の課長と事務局、生活環境影響調査をしていただきました日建技術コンサルタント、運営事業者の日立造船の各名簿をつけておりますので名簿で名前の確認をお願いしたいと思います。

それでは、次第に基づきまして進めさせていただきます。次第の2番、開会にあたりまして委員長野邑教授よりあいさつをお願いします。

○委員長あいさつ

○委員長 皆さん御苦勞様でございます。長年、皆さんとお付き合いさせていただいておりますので、それほど目新しい話ではないんですけど、ちょっと私的なことですがけれども、大阪公立大学というのはどっかで聞いたことあるような名前で、今までは私は大阪市立大学の名誉教授だったと。昨年の4月から大阪市立と大阪府立大学が合併しまして大阪公立大学と、ちょっと訳が分からん大学になったと私はそう思ってるんですけど。そういうことで大阪公立大学という名前を、皆さんまた記憶しておいていただきたいと思います。合併した新しい大学ということでございます。同時にですね、私はこの11月に光都に来るのが楽しみなのは、メタセコイアですよ。今年はそんなに真っ赤になってないですよ。あそこのメタセコイアの本当に毎年この委員会がある時分は真っ赤なるんですよ。ちょっと紅葉が遅いようではありますが、それだけ暑かったんでしょうけど。そのメタセコイアを見ながら、今日の委員会は何があるかなと思ったんですけども、今のところ今日はそれほど大きな問題がないというように思っておりますので、委員会もなるべく簡単に、早く進めたいと思います。どうぞよろしくお祈りします。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、次第3番の報告協議について、ここからの議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

○報告・協議

○委員長 それでは報告協議事項に入りたいと思います。第1番目令和4年度施設運営状況、施設見学状況について事務局お祈りします。

○事務局 (1) 令和4年度施設運営状況、施設見学状況について御説明申し上げます。資料1の1ページの表「ごみ搬入状況」を御覧ください。表の下から2行目、右から4列目の年間合計量を御覧ください。ごみ全体では22,166tで、前年度から約335t1.5%の減となっておりますが、前年度と同程度となっております。ごみ種ごとでは①可燃ごみが1.8%約349tの減、②不燃ごみが8.9%約67tの減、③粗大ごみが1.8%約31tの増となっております。また、④から⑰の資源ごみは全体で4.5%約49tの増となっており、その内⑪新聞、⑫雑誌が約20%の増となっております。次に2ページを御覧ください。一番上の表「熱回収施設処理状況」の4行目の「③焼却ごみ処理量」の欄を御覧ください。年間で20,295tを焼却処理しており、前年度比1.4%293tの減となっております。焼却炉の稼働率につきましては、81.4%となっております。次に2番目の表「発電施設稼働状況」を御覧ください。4行目の「③売電量」は1,935,470kwhで、9行目の「⑧売電収益」は、29,667,239円で前年度並みの収益となっております。次に一番下の表「焼却灰・不燃残渣」の6行目の「③計(焼却灰)」の欄を御覧ください。焼却灰の発生量は、2,603tで、前年度比0.1%1.5tの増となっております。次に3ページ「市町別ごみ種別搬入量」を御覧ください。表の下から2行目の構成市町別ごみ搬入割合は、当該市町の人口比率とほぼ同じ割合となっております。また、令和4

年度当初の圏域全体の人口は78,832人で、前年度から1,645人2%の減となっております。なお、表の右から2つ目「その他、令和4年度」の欄に可燃ごみ24.4tとありますのは、昨年11月にたつの市で発生した高病原性鳥インフルエンザの鶏12,200羽を焼却処分したもので、平成29年3月31日に兵庫県と県下の各市町、事務組合で締結した「鳥インフルエンザ発生時の防疫対策の協力に関する協定」に基づき実施しております。

次に4ページの「施設見学実績」を御覧ください。令和4年度は29件527人の見学者となっております。新型コロナの影響により見学者が減少していましたが、新型コロナ以前に回復傾向にあります。

以上、施設の運営状況、施設見学状況についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 どうもありがとうございます。それでは、この施設見学状況などについて御意見とか御質問ございませんでしょうか。

○副委員長 御説明ありがとうございます。順番前後しますが、見学の方はコロナ前にだんだん戻ってきた。件数なり人数なりがですね、合計527人ですか。たくさんいいところのある綺麗な施設を御覧いただくということで、大変いいんじゃないかなと思って評価しています。ちょっと細かいところで恐縮なんですけど、戻って12ページですね。発電施設稼働状況というのがあって、単純に分からないんで教えて欲しいんですけども、月別の発電量とか売電収益を見てると、特に1月とか10月とか極端に売電収益が少なかったり、発電量が少なかったりするんですけど、これは季節的な要因とか、原因があるんでしょうか。もし分かれば教えていただければと思います。

○事務局 熱回収棟の方で定期修繕を年4回程度行っております。だいたい2週間から3週間、1号炉、2号炉を若干ずらして行うんですけども、そういった形で2炉とも停炉した時には発電できませんので、その時点で売電収益がちょっと減るといったような形になっております。

○委員長 その他何か、皆さんいかがでしょうか。今ないようでしたら、また後でお気づきの時には、手を上げていただいて質問をしていただくということで、次にいかせていただいでいいですか。それでは次の令和4年度事後監視調査報告についてお願いします。

○事務局 令和4年度事後監視調査報告について御説明申し上げます。資料2の「生活環境影響調査、事後監視調査、業務報告書」の1ページを御覧ください。この調査は計画に基づき施設供用開始後の環境測定分析等を行い、生活環境影響調査の予測及び評価結果を補い、必要に応じて新たな環境保全措置を検討することを目的に実施しております。調査項目、時期、地点は、次の2ページの表のとおりで、令和4年度は供用開始10年目の調査となり大気汚染及び水質汚濁について実施しております。

次に、各調査について御説明申し上げます。3ページを御覧ください。大気汚染調査につきましては、1) 調査項目は風向、風速及びダイオキシン類、2) 調査時期は4ページの最下段のとおり、令和5年1月11日からの1週間、3) 調査地点は5ページの図のとおり、三原、三ツ尾、久保、弦谷、光都の5地点、4) 調査方法は6ページの表に示す方法で実施

しております。5) 調査結果につきましては、いずれも環境基準値を下回る値であり、アセス予測結果及び供用開始前と同程度もしくはそれを下回る値となっております。また、供用開始9年目までの結果及び兵庫県内における令和3年度の年平均値との比較においても、それを下回る値となっております。次に、7ページを御覧ください。三原地区の結果及びグラフとなります。表の真ん中の「供用開始10年目」欄が、今回の調査の数値で、下のグラフの一番上にある赤い線が環境基準値0.6、グラフ右下側にある赤色の丸印が今回の調査の数値を示しており環境基準値を大きく下回る結果となっております。次の8ページから11ページは、「三ツ尾地区」、「久保地区」、「弦谷地区」、「光都地区」それぞれの結果及びグラフとなっており、各地区におきましても同様の結果となっております。12ページは全地区の結果をまとめた表となっております。次の13ページからは調査期間中の風配図で、今回の調査分は17ページの図のとおりとなっております。次に、18ページを御覧ください。「ダイオキシン類環境保全措置の実施状況」につきましては、煙突排ガスの保全対策として適切な排ガス処理を行い、排ガス濃度を維持管理基準値以下にして排出しております。排ガス濃度を年4回測定した結果、維持管理基準値以下となっており、結果の詳細につきましては、1号炉が22ページの表、2号炉が26ページの表となっております。次に、31ページの下を表を御覧ください。「廃棄物運搬車両の走行台数」につきましては、表の左から4列目「公営・許可車両」の欄のとおり、月平均59台から67台となっており、周辺地区との申し合わせによる計画走行台数110台に対して大きく下回っております。

次に、32ページを御覧ください。水質汚濁調査につきましては、1) 調査項目は生活環境項目等とし、水質環境基準の改正により大腸菌群数から大腸菌数に変更しています。2) 調査時期はこのページの最下段の令和5年1月11日、3) 調査地点は33ページの図のとおり調整池及び鞍居川流入部の2地点、4) 調査方法は34ページの表に示す方法で実施しております。5) 調査結果につきましては35、36ページの表のとおり2地点ともにBOD、CODは、環境保全目標値を下回る値となっております。35ページは調整池、36ページは鞍居川流入部の結果となります。今回新たに調査項目となった「大腸菌数」については、それぞれの表の下から5段目の欄となりますが、環境基準値300のところ調整池2、鞍居川流入部26となっており、大きく下回る結果となっております。また、39ページの下段の表は2地区のBOD、COD、T-Nの結果をまとめた表となっております。なお、この事後監視調査の結果につきましては、組合ホームページ及び本日配布させていただいております11月1日発行の組合広報に掲載し、圏域の住民に周知させていただいております。

以上、令和4年度事後監視調査報告についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。今の調査報告について何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員 生活環境項目、これで大体全て、人体に影響を及ぼすようなものをこれで全部網羅されてるんですかね、この中で。例えば人体に影響があるようなものが、ほかの項目かなん

か。この項目だけで全て、人間にはもう影響ないんですかね、体に。

○株式会社日建技術コンサルタント 河川の水質の項目なんですけれども、水質の調査項目として、生活環境項目と別に健康項目というのもございます。健康項目というのは人体に直接、早急に影響のあるような項目が設定されてまして、こちらで設定させていただいてます生活環境項目というのは、生活環境の項目であって、あくまでもその人体に直接すぐに影響があるような項目ではありません。先ほど申し上げました健康項目というのも、当初は測定させていただいたりしてたんですけども、供用開始から何年間かの調査で、それまでに特に影響がないことを確認されましたので、供用開始9年目以降からは生活環境項目だけの調査とさせていただいております。

○委員長 そのほか何かございませんでしょうか。地域の方から何か質問はありましたか。出ていない。また途中でお気づきになれば、手を上げていただいて質問していただければと思います。次に3番目令和6年度事後監視調査計画についてお願いします。

○事務局 令和6年度事後監視調査計画について御説明申し上げます。資料3を御覧ください。供用開始12年目の令和6年度の事後監視調査につきましては、この計画に基づき大気汚染等の調査を実施する予定でございます。また、今年度、令和5年度の調査につきましても、この計画に基づき令和6年1月10日から1週間実施する予定でございます。なお、調査計画はこれまで3年毎に見直しを行っておりますが、現在のこの計画で令和6年度まで実施し、令和7年度以降については今後の調査の結果をもとに計画の見直しを検討していきたいと考えております。

以上、令和6年度事後監視調査計画についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。事務局としてはそこにあるように4年度以降、計画は従来どおりですね。何か御質問がございませんでしょうか。今、地域周辺住民からの要望は今のところないわけですね。

○事務局 はい、今のところ聞いておりませんのでないと思います。

○委員 資料3の日立造船の土壌汚染の敷地境界4地点、5年に1回ということで、これ3年毎に見直すことだったんですけども、今年度が当たり年という意味でございますか。来年度は当たり年という意味でしょうか。

○日立造船株式会社 今年度ですね。先月終了しました。

○委員 今年度にこの5年毎の1回目ということですね。分かりました。

○委員長 何か御質問、御意見、何かコメントなどありましたらどうぞ。

○委員 お伺いしたいんですけども、日立造船さんの実施される調査なんですけど、大変失礼な言い方になるかと思いますがですけども、あえてお聞きしたい。信頼上、私たち住民の信頼を得る方向でこれを進めてこられているし、これからも進めていただけたらと思うんですけども。いろいろ報道機関等で企業の体質といいますか、企業利益が優先されてなかなか実態的なものが公表されないという。製造メーカーでも非常に不適切な製造がなされたことが長年にわたって継続されて、のちになってそういうことが大きな問題になって社会

の信頼を大きく損なうといったことがよく出ております。そういう点で日立造船さんではそういうことはないと思うんですけども。そういう点の適切な調査がなされ、そういうことがきちんと報告されていると思うんですけども、そのことについての見解になり、またそれが適切に行われているのかどうかということの何かチェックというか、検査体制というものについてはどういうことになってるかなということをお聞きしたいと思います。

○事務局 チェック項目なんですけれども、日立の方から日報なり、毎日報告を、数値的なものをいただいてしたりしております。それらも確認をしております。

○日立造船株式会社 日報に書かれてますように、年一回測定、敷地境界とか煙突とかいろいろありますけど、これ第三者機関というか、うちが測定してないんですけど、民間の方に委託して測定の方を行ってもらいます。だいたい1箇月後ぐらいに測定結果が出ますんで、それが基準値以内にちゃんと入ってるのかっていうのを確認しています。それについての測定器類も、トレーサーなど使用期限のものを使用してるということも確認していますので、問題ないかと思います。

○委員 ありがとうございます。私たちも信頼の姿勢で望んでいきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思います。

○委員長 そういう意識が出てくるのは仕方ないということは分かりますけどね。今ならいつ何が起こってるか分からないような状態がありますからね。そういうようなことも含めて、当初は地域の方が測定の際に、立ち会ってもらおうというようなことをやってたんですね。今はそれをやめたというよりも、やってないんですけども。

○事務局 希望の方は一緒に見ていただいたらという形で御案内の方をさせていただいております。

○委員長 なるべくそういうことを。データを改ざんするということがあれば、これややこしいですけども。データを取っている時の、変なことはされないと思いますが、なってないだろうということで、地域の方も立ち会いをしていただいたというのがあるんですけどね。後はよろしくというしかないですけどね、今のところは。なんか拍子でなんか出てきた、そういうことはないと思いますが。

○委員 受け入れ状況の話で例年並みということやったんですけど、コロナが落ち着いた話もあったんですけど、見学者も回復したいことですけども、ごみの受け入れとして、当初そのコロナがばつとなったころは、断捨離やなんやという話があったりとか、事が正しいかどうか都会から帰ってきて家を片付けるような話があったと思うんですけど、この地域については何かそういう影響があったかどうか、もし分かればお教えしていただければと思います。

○事務局 断捨離というのもあるんですけども、外出の抑制がございましたので、その時に家を片付けるということで、令和2年、3年ですかね、粗大ごみとか実家を片付けたごみとか、そういう粗大ごみとかが非常に多くなったり、そういう影響がございました。

○委員 逆に落ち着いたということですね。

○事務局 そうです。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 その問題は他人事じゃないですね。私は大阪市でゴミを出させてもらってますが、実を言うとよく揉めてました、集めている人とゴミを出す人と。ゴミを袋で8個や10個ぐらい出すわけですよ。だいたい3個ぐらいだというように、みんなでこう決めたわけじゃないんだけどね。けども10個も出されたらたまらんということで、その集めてる方と住民との間で、そちらこちらでトラブルがありましたね、結構。だけど、それも1日、2日で終わったような気がするんですけどね。個人的な意見ですけど、多分、全国でそういうことが起こったんだと思いますよね。それから先ほどのデータの信頼性の問題というところですね。事務局も一遍ちょっと考えてもらえませんか。そういうようなことが起こっていない、当然起こっていないと思うんですが、それに対して事務局としては、こういうことも考えられるかなということが。やはり委員の間からそういう疑問が出るというのはね、あまりよろしくない。逆に質問ですけども、何かそういう噂を聞いたのかなんか、そういうことはあったんですか。

○委員 ここまでどうのこうのということを背景に発言したわけではないです。

○委員長 そうですか。ということです。

○委員 報道でいろんな企業、各いろんな著名な企業でもそういうデータ改ざんのようなことがあり得るということはちよくちよくありまして、そういうことを聞くと会社の信頼そのものまで影響するようなことがありますね。そういうことがないように、ひとつ御尽力いただきたいということだけで、何か背景があって、どうのこうのということではありません。

○委員長 日本全体でそういうことが起こったからね。今、僕が思ってますけど、一流の企業がああいうデータを改ざんするかというようなことを信じられないようなことがやっぱり起こってきてるわけですからね。だからといって、ここでやってもらってる日立さんに対してそういうふうに思ってるわけじゃないんですけどね。そういうことが起こらないように、何か事務局で何かありますか、考えられることが。

○事務局 基準書に基づいて、日立さんから出ていた報告書等を厳密、確実にチェックさせていただくという形の回答ぐらいしかできないかなと思うんですよね。しっかりやってまいりたいと思います。

○委員長 信頼が破られるというようなことがあってはならんとか、そういうことで疑問を持ってる委員の方もおられるということであれば、それに答えるような何かがあればと思いますね。じゃあ事務局に投げます。よろしくお願ひします。日立さんに、決して今、言っているわけじゃなくて、日立さんにひとこと言ってくれというようにはなりませんので、よろしくお願ひします。

○事務局 そのようなことがないように精一杯管理させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○**委員長** 次の議題の方に入りたいと思います。その他ということで、事務局よろしく願いします。

○**事務局** 4番のその他でございますが、条例の一部改正について若干説明させていただきます。にしはりま環境事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例というものがあります。第三条に処理業務等にありますが条例について、これに産業廃棄物のうち組合が特に認めたものなどを加える改正をただいま検討を行っております。平成25年の供用開始以来、特例適用として事務所から出る缶、ペットボトルなど、家庭ごみと同様の性状である産業廃棄物を特例適用として受け入れております。現状に合わせたもので、県からも指導していただいているところでございます。この条例改正につきまして、この改正を行うことにより搬入されるものはこれまでと変わらず、新たな産業廃棄物を受け入れるものではないという形でございます。条例の一部の改正をすることを検討しているという報告をさせていただきます。

○**委員長** 今の件に関して何かございませんでしょうか。質問とか。

○**委員** 運用でされよってんですね。運用を条例化して公的なものにするんですね。

○**事務局** 現状に合わせた条例改正を行うというものでございます。

○**委員** 現状に合わせた条例改正、現状は今、搬入されようわけでしょ。それを条例化するわけですか。

○**事務局** そうですね。条例の中に。

○**委員** それがちよっと良く分からんけど。そのまま条例変えんでもそのままできるんだったらそれでもいいんじゃないですかと私は思うんですけど。

○**事務局** その部分については明文化させて正しい、そこらについても県の環境課の方で指導いただきまして、明文化していくという形が正しい方向であるという形でその方向で検討しております。

○**委員** 他の地域のその施設の状況を受入体制はどうなんですか。

○**事務局** 最終処分場でありますとか、佐用町の方でもありますし、上郡町の方でもそういった形のもはございますし、産業廃棄物の中で特に認めたものとの管理者が特に認めたもの、それらはこれまでも同じように特例適用を受けているものでございますので、そういったものを条例の中に入れさせていただきたいということで申し上げます。

○**委員** もう少し具体的に、例えば農業マルチとかなそういうのは今このぐらいの量だったら受けているんですよと。だから、それを現状に合わせているということ、そういう説明をせなんだらみんな何か分かれへんという感じがするんだけど、私はそう思うんですけど。

○**事務局** 特例適用で代表的なものとして農業事業所、農家からの鉄くず、スコップ、農業マルチなんか部分では軽トラにごみ袋一杯、もしくは軽トラに横に立てずに量の制限がありまして、そういった形で受け入れをしております。これら特例適用という形で受け入れているものを受けている形を明示させていただくという形になります。

○**委員** 当初、農業マルチなんかは本来産廃で、どう扱うかということの問題化してとった

んです。それで、農家の方、家庭菜園的なものでマルチが出てくるのを、それを産廃やと断るかどうかというようなことを当時の事務局の方がいろいろと検討をして、軽四一杯だったらやっぱり産廃扱いだと。全部マルチで持って来たり、そういうことは具合悪いと。だから、家庭菜園、兼業家の方や、また高齢者の方がマルチが使われたあと処分される、それを断るといふより、ほかへ捨てられるより、やっぱりここで持ち込まれたら受け入れなきゃしょうがないとちゃうかと。大量はやっぱりあの当時、農協なりそこら辺が専業農家になると対応になってくるので、それは農協等が収集するだろうというようなことで、そういう話をした経過がございます。それを今回条例化するという話だろうなというふうに私は解釈してます。それを受け入れるということを県から指導があったというか、それは現状に合わせた方が良さだろうなという話があったということは聞いてます。

○委員 具体的に品目なんかは上げられるんですか、条例の中に。

○事務局 具体的には上げません。内規の方で、こういったものが先ほど言いましたもの、マルチとかでありますとかそういったものについての項目は内部資料として持っております。

○委員 それをもっとはっきり言うてもらわんと。

○委員長 今の言うことじゃ分らんのかという委員の発言ですけども。

○委員 これはお金を取るんですか。

○事務局 処理料は全く同じです。同じ10キロ当たり100円といった形での処理料です。

○委員 事務局として、今まで産廃で少量のものを受け入れたものを具体的に説明して、これとこれ、例えば今ちょっと事務局長が言いかけよったようなジョウレンやクワやとか、そういうものを言うけれども、それは逆に外して、鉄と木とを分けて別々に出したら受け入れるのと違うん。そういうことを聞いて、変なものを説明するより、一番産廃ということイメージするのはやっぱり僕はマルチだと思うんです。それで現実にどういふ今回の条例改正を現実に合わせて条例改正であげるんですということだったら。それを事務局だけが内規で持っておくということじゃなくして、委員さんが来とってんやから具体的にどれとどれとどれを産廃扱いで、この地域では今まで受け入れてきとんですと。そういう具体的なものを出して説明せんと、それは一般の方が産廃という言い方をすると、何でもかんでも持ってくるんかという不信感を持たれるわけやんか。だから、現実にこういうものを今まで受け入れてきましたという具体的にそれを説明してあげるようにせなったら、それはみんな理解できへんど、なんぼこないな時間取っても。それを言って、こういうものを県からそれだったら条例化した方がよろしいですねという指導を受けたんですと。だから受けます、それ以外のものは受け入れませんよということをはっきり言うたげなったらあかんと思うんや。だから、量的なもの、トラック一杯マルチ持ってきて、さあ、これも受け入れるのかという。だから、今まで受け入れてきた中で持ってくる、その量的なものを、例えば可燃の袋だったら2袋までとかそういうことを具体的に言って、それ以上は認めませんよと。大量に持ち込

まれたら困るから、ダイオキシンの問題もあるんやから、そういう説明をしていただいたら、私は傍からみとって、そういうふうにした方が、皆さんがを分かってもらえるんじゃないかなと私は思うんですけど。マルチが実際入ってきとうだろ。それはどれぐらい受け入れたんやと。受け入れは日立造船でやってくれとってんやさかいに、事務局分らんなら、はつきりマイクを渡したらえんじや。時間の無駄やん。だからそっちにお願いしたらええんじや。ここまでだったら受け入れとるんですって言うてもらったらいいんじや。

○日立造船株式会社 内規というか、ここ独自のこれぐらいなら受け入れるっていうふうなルール、細かいものはあります。それを計量棟ないしリサイクルの方でそれ見ながら振り分けるんですけど、その紙を開示するのはまずいかちょっと分からないんですけど。

○委員 今日午前中に、家庭菜園の黒マルチを片付けて作業しとったんです、以前から雑草対策で。どうしてもその家庭菜園と同じ、いろいろ今片付けるもの、いろんなものに黒マルチ張とったんですけども、できるだけ出すときに、できるだけあんまり長いもんがぶらぶらせんように適当に切ってね、出さなつて。そういうことには出す側としては、気をつけて出すようにはしとんですけども、結構ね、袋に入れたら相当袋数になったりすることありまして、いっぺん出しとったら具合悪いなということで、2回、3回と分けて出したりすることもあります。そういう点でそういうことを配慮されて条例改正も、厳しく言えば産廃なんかも分らんですけども、そういう地域の住民の方、住民に配慮しようということでの条例化かなというふうに理解をしたんですけども。そういう点で、住民としてもある程度、やっぱり出す場合に気をつけんなん部分もあるかと思ひますし、そういう点ある程度、今後そういう、例えば話題、テーマになっている黒マルチなんかもある程度の長さで切つて出してくださいとか、大きなごみをいっぺんに出さんようにしてくださいとか。そういうことなんかもちょっと指導、PRしながら進めていっていただくような方も含めて、今後、御検討していただけたらと思ひます。

○事務局 マルチの関係ですと、2m、1mくらいに切つていただいて、袋詰めしていただくと可燃ごみとし扱い、それからそのまま紐で結束していただいて粗大ごみとして扱つていただくというような形のルールを出させてもらっています。そういった形で量の制限をもちましてさせていただいております、いっぺんに大量にならないような形でお願いしているところでございます。

○委員 それを条例化するんやんな。

○事務局 そうです。

○委員 それをかきでするのか、目方でするのか。

○事務局 それについては、軽トラ1車分を越えたら一般家庭からではないかということで、軽トラ1車までというような量を何kgとかではなくて見た目ですけどもそういう形で制限しております。

○委員 軽トラ1車なら相当あるんやないか。

○委員 軽トラ1車ならごっついぞ。

○事務局 軽トラの枠の下の方でお願いしております。

○事務局 横板を立てずにというところで。

○委員 シートをかけたら、らくじゃがい。

○事務局 シートではなくて、アオリまでの量ということでは、たくさんいうことではないはず。条例改正につきましては、現在、これまで一般廃棄物を処理しますとしか書いてなかったんで、実際、厳しく言えば、産廃じゃないかというものが今もちょっと入ってきてましたんで、特例ということが入ってきたので、条例を実際の状態に合わせてということで、一般廃棄物だけではなくて、このクリーンセンターが認めた産業廃棄物を処理するというのを付け加えるということになります。こういう条例につきましては、近隣の市町の処理場とか最終処分場についてもそういう形で書いてあったりしますので、県の方から実際に合わせてそういうのも記載するよというふうに言われて、今回検討している状況でございます。

○委員長 この委員会としてはこれをどう扱いますかね。議題ではない。なんかこう議題のような感じですよ。条例化について具体的なイメージが出てこなかったというので、意見が出たんだと思うんですけどね。どうしましょうかね。この条例化の問題はこの委員会で承認するか、せんとかそういう問題ではないんですね。これ単なる報告ということになってるんですけども、少し今のような意見を踏まえてですね、分かりやすい状態で条例化することを委員会としてはお願いするということで事務局に投げてみたいと思うんですが、いかがですかね。

○委員 それでよろしいです。

○委員 周知の方法はどのようになりますか。住民への周知ね。広報みたいな、特別こう折込みされるのか。

○事務局 現在、改正を検討しているということで、早くて来年2月の議会がございまして、その時期になるのですが、それ以降に各構成市町のホームページなり、組合の広報は年に1回しか出てないのですが、組合のホームページ等で周知することを考えております。

○委員長 今出たような意見も踏まえてですね、事務局としては分かりやすい状態で整理していただくということを委員会としてお願いするよというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員 環境保全委員会やから、環境保全委員会の中でね、まあそれでよろしいがなゆようなことまでだいたい落ち着かなんだら。確かに出るのは出たけども、結論は出なんだら事務局に任せますってそれでいいんですか。私はちょっとあれかなと思ひますけど。ダイオキシンとかいろんな発生する原因のものですからね。ですから、それをその事務局に。これ環境保全委員さんの、環境保全委員会やからね。大事なことじゃないかなと思ひますけど。

○委員 話聞いたんですけども、要はナイロン系の例えば化学肥料の袋とか、それからマルチふうの黒いやつね。あれのまた話だろうと思ひますけども、これ今言われたように

任しといて、それでこういうふうにしますということを教えていただければ、それに対してまた意見が出ると思うんで、それを事務局の方に任せといたらと僕はええと思うんですけどね。出た分をこういうふうにしますことを予め決定するまでにこういうふうにするんですよということを知らせていただければ、いいんじゃないかなと考えるんですけど。そうせんと何回も寄るのも大変やと思んて。そういう方向で。この田舎の事やからね、家庭菜園ってやつは必ず出ます。だから皆さんどこの家もやっておるんで、そのへんもよく考慮していただいてスムーズに、産廃っちゃ産廃になるんですけども、そのへんは大目に見るような形でいただければ。例えば産廃だったら、企業がするのは必ず産廃になるんですけどね。個人的なものは産廃になるような、ならんようなそのへんの選別はよう分らんですけども。そういうことで事務局に任しといて、できた後でこういうことをしますということだけ連絡していただければと私は思います。

○事務局 一点確認させていただきたい部分としては、この条例の改正をすることによって搬入されるものが変わってくるわけではございません。これまでと同じものがそのまま同じことに入って来るといった形でございますので、新たな物はいってくるということではないということは御理解ください。

○委員長 この委員会としてはですね、これを討論して、ひとつの結論を出すというようなことを今日は議題でなかったのを考えていませんので。今のような御意見がいっぱい出ましたので、事務局の方がそれを考慮して説明ができるような形で条例を作っていただいたらいいかと思うんですが、事務局に任していいですかね。

○委員（複数） はい。お願いします。

○委員 いや、まあいいんですけどね。いいんですけど、今までどうりだから何も変わらないと事務局は言われますけど、それを条例化してということだったんで、広報に載せるだろうし、どのように変わったのかなというふうなことも、一般からも問い合わせがあったりしたらと思いますし。

○委員長 そういうことでよろしく事務局お願いします。

○副委員長 全然私は異論はないですけど、二、三点ちょっと今後のこの委員会のいろんな運営とか資料の点で改善された方がいいと思います。一つ目は、その他で結構重要というか、条例改正の情報提供で、多分検討されてますというのでちょっと前出しで、前倒しで出して情報いただいたと思うんですけども、やっぱり何も資料なしで、結構割と皆さん重要視されていることを、何が持ち込まれるかということについて、口頭でだけ説明があったので、やっぱり何がしかメモでも少しでもその根拠となるような資料があった方が良いというのが、委員の方もおっしゃってましたし、それは改善できればお願いしたいと思うんです。それから、最後に局長の方からあったように、持ち込まれるものは変わらないっていうんだけど、おそらく住民の立場からすると、近隣の立場からするとその実態に合わせて条例を変えますっていう説明されると、実態がじわじわじわじわいろんなものが、今マルチだけじゃなくてほかのものもちょっと想像がつかみませんが、ないと思いますが建築廃材に近

いものとか。それもまあ、家庭でも建築廃材に近いものが出てくるわけですね。それがなんか、じわじわじわじわとなんかやたらに品目が広がっていくところ、やっぱり抵抗感があると思うんですよ。その実態がこうじわじわシフトして、それに合わせて条例を変えるみたいな説明されると、なし崩し的になんか進んでしまうんじゃないかっていうのが、なんとなくですけども各委員さんの発言の根底とかで、それは当然周辺の方は疑問視される、不安視されるし、それでそうなる何か大気汚染とか水質とか数値が悪くなるからその対処するということは困るので。だから実態の方が何か予期しない方向になし崩し的にならないような条文の書き方というか、限定する、これだったらいいよって。缶とペットボトルっていう御説明があったんですけども、多分それにとどまらないと思うので、もうこれだったら一般も産廃も変わらないよねっていうきちんと限定していただいて、それがその内規とか特に認めたものとか。ほかの地域でそうやってるのかもしれないですけども、やっぱりこれだけ今日住民の皆さんからそういった御意見が出ましたので、そういう根底にあるであろう不安にきちんとそれが解消できるような条例を作ってくださいということがいいのではないかなと思いますので。もちろん行政的にできることとできないところもあると思うんですが、ぜひこの委員会のあの意見をくんでいただきたいということなんじゃないかなと思います。

○委員長 今日これで報告協議事項という格好となっておりますので、もうちょっと分かりやすい資料があったらいいということが出ましたので、今後よろしくこのお願いします。その他の件で条例問題が出ましたけれども、各委員の方々の意見もありますので事務局よろしくお願いします。

○委員 久保自治会の活動と中での状況を報告をさせていただきます。クリーンセンターができるまで久保自治会では、ふるさとを守る会という会を設立いたしておりまして、ごみ処理場建設反対看板も立てまして、反対運動に取り組んできた自治会でございます。その会を建設後におきましても監視活動を継続するという意味から会を継続してきておりました。10年経ちまして、総会で提案いたしまして、このふるさとを守る会というのを解散することにいたしました。これにつきましては、監視活動を環境保全委員会でこれまで丁寧に監視活動をされてきた経緯も自治会の方で報告をいたしてきておりましたので、そういったことを踏まえて、その後適切な環境監視が進められているということで、自治会としてそういう会を継続する意味合いもなくなったんだろうということで、自治会にその役割を吸収をしていくということで、自治会活動の中のひとつの項目としては充分こういう会合に代表者が出席して必要であれば意見も出したりしながら意見反映をしていき取り組んでいくことにしていったらいいんじゃないかということで、御理解をいただいてそういうことにいたしております。ただ、会がなくなったからもう全く安心安全なんだということでは、そういう認識は住民をはいたしておりません。特に大きな声を上げたりはしていませんけれども不安はやはりいくらか持っております。そういう点で、今後ともそれぞれ職員の方、また運営される日立造船さんの関係の方々、皆さんの御尽力をいただかないことはあるか

と思うんですけども、ぜひ環境監視につきまして適切な住民が安心安全に暮らせる環境づくりのために今後ともその御尽力お願いして、私の自治会としてはそういう状況で一報、そういう状況が変わっていくということを御報告を申し上げたいと思います。

○委員長 どうもありがとうございます。

○委員 この広報を見させていただいている中ですね、特にちょっとこれどうかなという感じはするんですけど。それをそれに越したことないんですが、8ページの持ち込みの量や大きさに制限があるものという中で、軽トラの後ろの補助板の使用不可という書き方で、パーンとこうやられてるんですけども。これも補助板を私とはなぜこれを言うかという、実は弦谷というのは末広駐在所のそこから三原堺まで、あのカーブの所までが弦谷境で県道は走ってるんですけども、そこでよく、多分クリーンセンター持ち込みやっつらうなというのが、例えば布団が落ちとったり、そういう極端な話ね、そういうのがあるわけですよ。ですから、補助板を使用しないということは、ますますみんな町民の方、住民の方はなるべく1回で済ませたいで、積んでいきたいという気があるわけですよ。それを補助板使用しないということは、住民としてはなるべく、持ち込み者はなるべくようけ積んで1回で済ませたいという気があるんでね。ですから、それを迷惑かかるのは、落ちたのは、今自治会で春と夏、美化デーの日と秋、西部地区で県道のごみひらいをしてるんですけども、ポイ捨てだけじゃなくして、そういうものも落ちているんですよ。ですから、構成市町の皆さん方に、課長さんをお願いしときたいのは、多分組合事務局はこれだけ書いたら自分とはええと思うんですけども、出来るに持ち込む場合は、完全な荷造りをして持ち込むように。ということは、周辺集落に迷惑かけると、弦谷だけじゃなくて、宍粟市ら来よつてもたつの市から来よつても、皆、県道、国道走ってくるんでね。ですから、こういう表現をするということは十分に荷造りして、持ち込んでいただきたいというのが私たちの願いです。

○委員長 この補助版の件も言い出したらもういっぱい問題があると思うんですよ。

○委員 もう書いとしてやからよろしいがな。構成市町の方での広報のな中で十分に搬入ごみの場合は、きっちり荷造り、周辺の集落の国県道、町道も含めてですけど、落とさないようにしてくださいねということだけ、きちんと徹底していただいとつたら。お願いしたいんです。布団が飛んでたりね。

○委員 常識やでね。

○委員 常識だけど、落とすとんですよ。私ら長い県道、カーブが多いでね。うちの場合は、ようカーブのとこにばあばあば落ちとんですよ。

○委員 無理に落とすとつやつもあるんや。

○委員 それ言つたらおしまいなんや。

○委員 だから荷造りは、そんなもん持つ来るもの常識、いちいち監視できひん。

○委員 いやだから地域でごみ拾いしよんやで。迷惑なんやでとお願いしとんです。

○委員 常識の人は、きちつとするんや。ところが常識のないのんが運ぶ、こんなんいちいち監視できひん我々は。

○委員 監視せえへんけども、こういう補助板を使用不可って書いたら、ますます補助板で90cmぐらいのパネルを横立てしょんかな、よう見るんですよ。それを使うなということでしょう、これ。

○事務局 使うのではなくて、量の目安として、補助板を使用しない状態で1車分を1日2回までと。

○委員 そないこと書いたらへんがな。そないことどっこも書いたらへんがな。使用不可って書いたるがな。この文章も広報で見たら。そんなことどっこにも書かれとうへんがな。ええ加減なこと言ったらあかんわ。みんな住民はこの文章を見るんやで。使用不可なら、つこうたらあかんのやなど。それならこの広報訂正かけてもらわいたいわ。補助板使ってよろしいけども、ある程度抑えようという書き方せなんたらおかしいで。

○委員 軽トラの分はつこうとうで、みんな、補助板。

○委員 補助板つこうたらあかんって書いてるんや。どこでどう決まったのか知らんけど。

○事務局 量の制限をさせてもらうものに対しての話として上げさせてもらってるもんなんですけど、布団とか通常の粗大ごみを持って来られる場合には、何か使って持ってこられる方もありますし。

○委員 せやけどこないな剪定枝や牧草やて、補助板使うなっていうたら、ほんのちょっとしか持ってこれへんど。積まれへんど。そこらへんで捨てよってじゃわ、多分。そういう状態に陥るんやったら、できるだけ落とさんように持ってきてもろて、処理できる場所で処理してもらいたいんや。処理できへんと不法投棄になってそこらじゅう散らばっていくんじゃない。そういう考え方せなんたら僕はあかんと思いますけど。分ってもらえんようなんですよ。

○委員長 いや、多分、分かってます。

○委員 書いてあるとおりのや。

○委員 不可なんやで、つこうたらあかんのやで。

○委員 ようけ載せてきたらあかんよということやろ。

○委員 そやけど、まあええわ。ゆうても分ってもらえへん。

○委員長 実際はね、大きな枝とかいろんなのが入っていたら、補助板をされたり、なんかしたいという気持ちはよく分かるんです。

○委員 補助板なかったら積まれへん、あないなもん。

○委員長 現実、その補助板問題を言い出したら、ある程度文書があるのかな。なんでも説明が。

○委員 課長会で検討されたんですか。この件、構成市町の課長さんで。こういう補助板使わないようなこと。はいよろしいです。分かりました。

○委員長 やっぱこれもやっぱり事務局を投げなしょうがないね。事務局大変ですけれども。イメージですけどね。

○事務局 聞いて分からないことが。布団とか、粗大ごみを持って来られる時に横板を立て

るといふ話とは別に、量の制限をさせてもらっているものについての説明といった形で、ここに上げさせていただいているというのは理解していただいていますでしょうか。刈草と剪定枝、それからトタンとか苗箱の部分については、横板を立てずに軽トラのもともとのアオリ程度の量という形で、量の制限という部分で。

○委員 ごめんやけど、牧草やその前の上にも書いてあったで。補助板使用不可って。

○事務局 剪定枝の部分で。

○委員 よう読んで、決裁取っとんだらうがい。

○事務局 剪定枝とか畔シート、苗箱、トタン搬入する時には、量の制限として補助板をつけた状態の軽トラ1車分じゃなくて、補助板がない状態での軽トラ1車という説明のための補助板の使用不可となっているんですけど。

○委員 従業員さんだけの広報ですか。住民の方に知らせるんでしょう。

○事務局 住民の方です。

○委員 住民の方に分かりやすいようにしてあげてください。それだけ。

○事務局 分かりました。

○委員長 そういう意見が出てますんで、事務局の方でどう扱うか大変ですけどお願いします。条例問題とこれと。

それでは、その他何か御意見とか、その他のところですけども。ここでは今、出ないからいいですけどね。よその市町村聞いてると、剪定とか川沿いの草を刈った、それをどうするかとかそういうような問題が出てきてるところが結構あるんですね。その時に、お金を取るのか取らんのかとかお金の問題もやっぱりあるわけです。でも今回はそれが出てないのでもいいんですけども、やはりそういう問題も今後出てくるだろうと思いますけど、事務局大変ですけどもよろしくお願いします。よろしく申し上げますと言うしかない。その他の方で少し時間を取ってしまったんですけども、何かございませんでしょうか。今日はこれで委員会を閉じさせてもらいますけれども、副委員長あいさつお願いいたします。

○副委員長 皆さん長時間の協議大変お疲れ様でした。前半のところは施設運営だとか事後監視とか、あまり大きな問題はないということで、大変良好な施設運営がされているという御報告があったかと思えますけれども、その他のところでいくつか、条例の改正、それからやはり地元というか、この施設がある皆様方の自治会のいろんな清掃活動とか、大変御負担、御迷惑をかけている部分での改善の要望という御提案だったかなというふうに思います。今、野邑先生もおっしゃいましたが、どこの施設を見ても受入地区というか、周辺地区のいろんな御協力とか、御理解があつてのこのクリーンセンターの運営で、それがまた構成市町の住民生活を支えていただいているということ、もう一度肝に銘じて、今日課長さんたちもいらっしゃいますし、県の方もいらっしゃいますので、こういう住民の切実な日頃抱えてる問題とかも取り組んでいただいて、より良い施設運営が更に続くようお願いしたいなというふうに思います。この委員会、こういう形で議事ももちろん報告事項もありますけれども、こういう地区の代表の方々から日頃感じられていることを注意点というか、いろ

んな御要望も含めてお話が聞けるって大変貴重な機会だと思いますので。また次回、活発に議論できるといいなと感じました。ちょっといきなりで、全然考えていませんでしたのでまじめになっているかどうか分かりませんが、大変皆さんお疲れ様でしたということで、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは事務局お願いします。

○閉会

○事務局 いろいろありがとうございました。説明等、不十分な点があったと思いますが、帰って資料を見ていただいて問題点等ございましたら、また問合せの方していただけたらと思います。専門的なところにつきましては、確認した上でまたお答えさせていただきたいと思います。慎重な審議いただきまして、ありがとうございました。今後とも組合運営につきまして、事業者の日立造船とと一緒に適正な運営をしてまいりたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。終了させていただきます。ありがとうございました。